

益城町公告第34号

益城町立保育所（益城町立第3保育所及び第4保育所）について、公私連携保育法人を公募型プロポーザルによる手続きを開始するので公告する。

令和6年4月22日

益城町長 西村 博則

1 目的

益城町では、5園の保育所を直接運営していますが、保育士や調理員が不足傾向にあり、施設の老朽化も進んでいるため、今後の「町立保育所」のあり方を検討する時期となり、令和4年度に「町立保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織し、そのあり方を検討してきました。

検討委員会から、今後も、町立保育所5園を継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、「公私連携型保育所」へ移行することが一番望ましい有効な選択肢であるという答申を受け、町にて、第3保育所と第4保育所を公私連携型保育所に移行することを決定しました。

この答申に沿って、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として保育所の運営を行う法人を次のとおり募集します。

2 概要

(1) 公告内容

益城町公私連携保育法人の指定に関する公募型プロポーザル実施公告

(2) 対象施設

益城町立第3保育所（利用定員 60人）

益城町立第4保育所（利用定員 100人）

(3) 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項

別紙1のとおり

(4) 移行時期

令和7年4月1日から

(5) 協定の有効期間

公私連携保育法人の指定の日から起算して3年以上で、かつ、5年を超えない範囲で益城町が定めるものとします。

ただし、町長が、協定に基づく保育の提供などが適切に行われているかについて、定期的に事業報告書等により確認した上で、協定の内容について必要な見直しを行い、協定の期間を更新するものとします（法第56条の8第11項の規定に基づく公私連携保育法人の指定の取消し（以下「指定取消し」という。）をするときを除く。）。

なお、当該指定の日は、調整保育業務に必要と認める期間等を考慮し、令和6年4月1日から令和7年4月1日までの間で定めることとします。

(6) 調整保育業務期間

協定後から移行時期までの間を、調整保育業務期間とし、6か月を上限に町長が必要と認める期間は、現在の益城町立保育所（益城町立第3保育所及び第

4 保育所) に候補法人の職員である保育士等を派遣し、次に掲げる引継ぎの内容を踏まえ、調整保育業務(個々の子どもの状況等を把握するとともに、益城町立保育所(益城町立第3保育所及び第4保育所)に入所する子ども及び当該子どもの保護者との信頼関係を構築することを目的として、法人の雇用する保育士等が現保育士等と共同で保育を実施することをいう。)に従事させるなど、適切に引継ぎを行うものとします。

この調整保育業務に必要な経費については、候補法人と協議の上、益城町が予算に計上し、派遣の実績に基づき負担するものとします。ただし、町長が調整保育業務を必要としないと認める場合は、この限りではありません。

(ア) 子どもに関する健康・発育状況などの記録をもとに、子ども一人一人の生活の様子や状況などを調整保育業務等により確実に引継ぎを行うこと。

(イ) 保育目標や保育計画、指導計画、各クラスにおける保育の内容や子どもの受け入れと引き渡しなど日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係など運営全般について引継ぎを行うこと。

(7) 委託費等の支払

(ア) 毎月初日における年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。なお、児童が月途中に入所し、又は退所した場合は、年度末に精算を行います。

(イ) 委託料及び補助金

a 委託料(延長保育事業補助金相当額)

益城町は、益城町延長保育事業補助金交付要項(平成27年益城町告示第76号)の規定に準じて、法人が実施する延長保育事業の実績に応じて委託料を支払います。

b 運営補助金(障害児保育事業費補助金相当額)

益城町は、益城町障害児保育事業補助金交付要綱(平成15年益城町告示第13号の1)の規定に準じて、法人が実施する障害児保育事業の実績に応じて補助を行います。

c 令和7年度以降、益城町内の私立保育所に対して実施する補助事業(保育補助者雇上強化事業等)について補助を行います。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 「社会福祉法人」(以下「応募資格法人」という。)の法人格を有すること。

(2) 法人の本部が、熊本県内にあり、緊急時に統括責任者が益城町へ駆け付けられること。

(3) 令和6年4月1日現在、熊本県内で、認可保育所(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園)を直接運営し、かつ、5年以上運営した経験を有すること。

(4) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。

(5) 申請時において、自己資金として、次の表の年間事業費の12分の1以上の自

己資金を有すること。

益城町立第3保育所	700万円
益城町立第4保育所	900万円

- (6) 新園舎設置に対応できる自己負担能力（福祉医療機構等からの借入れを予定する額を含む。）を有すること。
- (7) 法第35条第5項各号に掲げる基準に適合していること。
- (8) 法令、関係通知等を遵守し、申請をした法人自らが公私連携型保育所を運営すること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 過去に法第58条各項の規定による認可の取消しを受けた者
 - (イ) 過去に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者
 - (ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者の指定を取り消された者（法人の責めに帰することができない指定の取消しを除く。）
 - (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者に該当する者）
 - (オ) 益城町から益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年益城町告示第47号）に基づく指名停止を受けている者
 - (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を開始している者
 - (キ) 法人の代表者その他の役員が暴力団等の暴力的組織の構成員である者その他公序良俗の観点から公私連携保育法人としてふさわしくない者であると認められる者
 - (ク) 法人の代表者その他の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（強制執行行為妨害等）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
 - (ケ) 益城町職員が役員及び構成員となっている者
 - (コ) 法人税及び法人住民税について滞納がある者

4 募集の周知及び実施要領の配布

- (1) 期間 令和6年4月22日（月）から5月27日（月）まで
- (2) 周知及び配布方法
町ホームページにて配布します。

5 第1回現地見学会

- (1) 実施期間等
- (ア) 期間 令和6年5月11日（土）
 - (イ) 時間 次のとおり開催します。（30分程度）

益城町立第3保育所	午前10時30分から
益城町立第4保育所	午前9時30分から

(2) 留意事項

- (ア) 現地視察希望者は、令和6年5月1日（水）午後5時までに別紙3の1（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。メール送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。
- (イ) 5月2日（木）午後5時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。
- (ウ) 見学時は、町の指示に従ってください。
- (エ) 申込者全体の見学会になります。会場での質問に関しては一切受け付けません。質疑がある場合は、質疑応答期間に質問ください。
- (オ) 見学会当日は、土曜保育を実施中であるため、当日体調が優れない場合は、参加を控えてください。

6 第1回質問及び回答

募集要綱等に関する質問は、益城町ホームページに掲載する別紙4質問書により、メールで提出してください。メール送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。

(1) 提出期間

令和6年4月22日（月）から5月13日（月）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに益城町ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、募集要綱等の追加又は修正と見なします。また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和6年5月27日（月）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 提出物

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を各1部ずつ提出してください。

- (1) 益城町公私連携保育法人指定申請書 別記第1号様式
- (2) 公私連携型保育所職員計画書 別記第1号様式の別添1
- (5) 公私連携型保育所運営等に関する調書 別記第1号様式の別添4
(その1及びその2)

(7) 指導監査指摘事項調書

別記第1号様式の別添6

(10) その他の提出書類 ア～コ

(4) 提出方法

事前に連絡のうえ、直接持参してください。

郵便等による提出は、受け付けません。

8 事前審査結果の通知

選考基準に基づき、5事業者程度を書類審査にて選定します。審査結果については、令和6年6月11日（火）までに文書にて通知します。

9 第2回現地見学会

事前審査で選定された事業者を対象に次のとおり現地見学会を開催します。選定を受けた事業者の方は、できる限り出席をしてください。

(1) 実施期間等

令和6年6月12日（水）から6月20日（木）まで（1時間程度）

※ 時間については、別途指定します。

(2) 留意事項

(ア) 令和6年6月11日（火）午後5時までに別紙3の2（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。

(イ) 6月12日（水）8時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。

受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

(ウ) 見学時は、町の指示に従ってください。

(エ) 会場での質問に関しては一切受け付けません。質疑がある場合は、質疑応答期間に質問ください。

(オ) 見学会期間は、通常保育を実施中であるため、当日体調が優れない場合は、参加を控えてください。

10 第2回質問及び回答

募集要綱等に関する質問は、益城町ホームページに掲載する別紙4質問書により、メールで提出してください。メール送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。

(1) 提出期間

令和6年6月12日（水）から6月21日（金）まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和6年6月26日（水）までに選定を受けた事業者の方全員に返信します。

なお、質問に対する回答は、募集要綱等の追加又は修正と見なします。また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

11 企画提案書提出期間

企画提案書等は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和6年7月10日（水）まで

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(4) 提出部数

(7) 提出書類	原本	副本
(1) ~ (9)	1部	7部
(10)	1部	

(5) 提出方法

窓口への持参による※

※ 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便による提出は、受け付けません。

(6) 提出形式

提出形式は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類について）を参照してください。

また、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。その際の書類の順番は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類について）に掲げる順番にしてください。

(7) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を提出してください。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 益城町公私連携保育法人指定申請書 | 別記第1号様式 |
| (3) 保育所職員体制調書 | 別記第1号様式の別添2 |
| (4) 所長予定者の経歴書 | 別記第1号様式の別添3 |
| (5) 公私連携型保育所運営等に関する調書
(その1～その4) | 別記第1号様式の別添4 |
| (6) 申請に係る誓約書 | 別記第1号様式の別添5 |
| (8) 収支シミュレーション | 別記第1号様式の別添7 |
| (9) 収支シミュレーション（人件費内訳） | 別記第1号様式の別添8 |
| (10) その他の提出書類 | サ～ス |

12 選定と面接審査の実施

(1) 選定方法

公私連携保育法人選考等委員会による書類審査及びプレゼンテーション審

査を経て、町長が公私連携保育法人の候補者を選定します。

(2) 選定基準

選定にあたっては、選考基準により審査します。

(3) 面接審査（第2次選考）

公私連携保育法人選考等委員会によるプレゼンテーション審査を実施します。会場への入室は、1事業者あたり3名までとし、必ず法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）と園長予定者や主任保育士予定者、会計担当者など法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。

(ア) 日程 令和6年7月16日（火）～19日（金）（予定）

※ 詳細は、令和6年7月12日（金）までに別途連絡します。

(イ) 会場 益城町役場

(ウ) その他

a プレゼンテーションは非公開とします。

b 選定委員会委員の事前公表は行いません。

また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効とするので十分に御注意ください。

(4) 選考結果の通知

(ア) 面接審査（第2次選考）

面接審査の結果を文書により通知します。

通知の時期は、原則として審査の日から10日以内とします。

(イ) その他

審査の結果、公私連携保育法人の候補者としての基準を満たす法人がない場合は、「該当なし」として、改めて公募を行います。

13 公私連携保育法人の指定

公私連携法人の候補法人との間で、あらかじめ協議の上、協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

14 協定が締結できない場合の措置等

候補法人が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、町は協定を締結せず、又は協定を解除し、公私連携保育法人の指定をしないことがあります。この場合において、益城町は12(3)の面接審査で次順位となった法人（候補者としての基準を満たす法人に限る。）を公私連携保育法人の候補者とし、協議の上、協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

(1) 「3 参加資格要件」に規定する法人の要件を欠いたとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 選考をした法人の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

15 注意事項

- (1) 指定申請書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届を提出してください。
- (2) 申請書類等の内容は、明らかな間違いかつ軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 益城町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 益城町は、公私連携保育法人の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合その他、町が必要と認めるときは、申請書等の内容を使用できるものとします。
- (7) 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (8) 審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況（経過等）、審査内容の概要については益城町のホームページで公表します。
- (9) 審査結果に対する異議申立ては受け付けませんが、事前審査を含む選定結果に係る情報開示請求は、令和6年8月7日（水）午後5時まで受け付けます。この場合の回答は、令和6年8月15日（木）（予定）までに行います。
- (10) 本事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

16 公募のスケジュール

	実施事項	実施時期
1	募集開始	令和6年4月22日 月
2	第1回_質疑応答	令和6年4月22日 ～ 令和6年5月13日 月
3	第1回_施設見学会	令和6年5月11日 土
4	参加表明受付期間	令和6年4月22日 ～ 令和6年5月27日 月
5	事前審査結果通知	令和6年6月11日 火
6	第2回_施設見学会	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年6月20日 木
7	第2回_質疑応答	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年6月21日 金
8	企画提案書提出期間	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年7月10日 水
9	プレゼンテーション審査（予定）	令和6年7月16日 火 ～ 令和6年7月19日 金
10	審査結果通知	令和6年7月下旬

17 問い合わせ先

益城町役場 こども未来課 保育係 村上、松本
 住所 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702
 電話 096-286-3117（直通）
 FAX 096-286-4523
 メール hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp